

令和2年度 第1回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

書面開催

資料送付日：2020年5月22日

回答期限：2020年6月8日

委員：石渡代表、齊藤副代表、加藤委員、小野田委員、能勢委員、木村委員、櫻井委員、島村委員、新城委員、濱坂委員、伏見委員、松井委員、三瓶委員、志水委員、高山委員、田中委員、船山委員、郡部委員、青木委員、久保委員、戸高委員、加藤委員、小林委員、村松委員

計24名

●書面による議事の説明

議事（1）令和2年度総合支援協議会年間予定と計画検討委員会及び専門部会の実施報告について

今年度実施予定の総合支援協議会スケジュール及び昨年度に実施した計画検討委員会と専門部会の実施報告です。

スケジュールについては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、変更となる可能性がございますが、その場合は各会議参加者の皆様に随時お知らせしてまいります。

議事（2）令和2年度の通年議題について

今年度、総合支援協議会で検討する通年議題の案をお示ししたものです。

計画検討委員会・専門部会の検討状況については、随時ご報告いたします。

今年度重点的に検討いただく議題としては、新型コロナウイルス感染症関係を含む「防災」についてと、「計画相談支援事業」の2つとしたいと考えております。

次回の総合支援協議会では、各議題の現状や課題などについて意見交換を行い、第3回、第4回の会議でまとめを行います。

取り上げる議題とスケジュールについてご意見をお願いいたします。

議事（3）将来の不安に関するアンケート調査について

昨年度、実施したアンケート調査の結果報告です。相談支援部会の中の将来の不安（親亡きあと）に関するワーキングチーム内で意見交換をし事務局でまとめました。

アンケートは、市内にお住まいの障がいのある方のご家族及びご本人を対象に、104人の方にご回答いただきました。

調査の結果、障がい種別毎の特徴的な課題と、共通の課題が抽出されました。内容を確定後、文言等を修正する予定ですが、まずは結果をご覧ください、各課題やそのまとめ方等や、ニーズに対する率直なご意見をお願いいたします。

議事（４）次期計画策定に関する聞き取り調査の結果について

昨年度実施した、次期計画策定に向けた聞き取り調査の結果報告書です。

３ページから９ページまでが、各団体から聞き取った共通課題のまとめとなっています。各団体からの聞き取り内容詳細については１０ページからのヒアリングメモをご覧ください。

この結果報告書で挙げた共通課題を含め、議事（５）のアンケート調査項目を作成し、市民ニーズを抽出したいと考えております。

委員の皆様には、調査結果に対するご意見と、今年度実施する市内当事者・保護者向けのアンケート調査項目への取り入れ方についてご意見をお願いいたします。

議事（５）次期計画の策定に関する向けた当事者・保護者向けアンケート調査について

今年度実施予定の市内当事者・保護者向けのアンケートの素案です。

内容を確定後、文言等を修正する予定ですが、まずは聞き取り調査結果と合わせてご確認いただき、調査項目や表現方法について、加筆・修正・削除などご意見をお願いします。

アンケートについては、今回いただいたご意見を踏まえ、６月中旬から６月下旬に実施を予定しております。調査対象者は、市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方などの当事者や保護者のうち、無作為に抽出した１，５００人を予定しております。

調査結果等については、今後の会議で進捗を報告してまいります。

議事（６）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

近年関心が高まっている災害時の避難に関するニーズについて、ご意見をお願いいたします。障がいのある方が避難時や避難場所で必要と考えられることやものにつきまして、皆様のお立場でご意見をください。こちらの議事につきましては、同封した「【資料６】災害時における障がいのある方の避難（生活）に必要なことについて」に、直接ご意見をご記載ください。

議事（７）日中サービス支援型グループホームの開設について

日中サービス支援型のグループホームの開設にあたって、自立支援協議会から評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることになっています。

今回開設（予定）の施設は、「いちごテラス藤沢葛原（３月１日開設）」と「ソーシャルインクルーホーム藤沢菖蒲沢（６月１日開設予定）」です。施設概要をご覧ください。サービス提供にあたって配慮してほしいことなど、お気づきの点がございましたらご意見をお願いします。

●委員からの質問及び回答

(1) 令和2年度総合支援協議会年間予定と計画検討委員会及び専門部会の実施報告について

・質問（久保委員）

今後、藤沢市障がい者総合支援協議会や藤沢市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会、各専門部会の開催日には、あらかじめ予備日を設けるような対応をしていく考えはありますか？

・回答（事務局）

予備日を設ける予定は現時点でございません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催が難しい場合は、文書開催やウェブ会議の開催を検討いたします。

・質問（久保委員）

今後も藤沢市障がい者総合支援協議会や藤沢市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の文書会議での開催の可能性はありますか？

・回答（事務局）

新型コロナウイルス感染症対策の動向によって可能性はございます。

・質問（久保委員）

今回（5月）の各専門部会は中止になりました。何故、文書会議での開催ではなく、中止になったのでしょうか？

・回答（事務局）

各専門部会については検討内容を鑑み、次回の会議で2回分の議題を検討することとしたため、中止とさせていただきます。

・質問（久保委員）

資料1-1の『令和2年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施計画（案）』の各専門部会の項目に「5月〇日（曜日）中止」とあります。

本来であれば、相談支援部会や重度障がい者支援部会、権利擁護部会は「①」という記載になっていたということで理解してよろしいでしょうか？また、就労・進路支援部会は、「部会①」という記載になっていたということで理解してよろしいでしょうか？

・回答（事務局）

ご指摘のとおりです。

・質問（久保委員）

今回、各専門部会の5月開催は中止になりました。今年度の相談支援部会や重度障がい者支援部会、権利擁護部会は8月・11月・1月の計3回、就労・進路支援部会は7月・9月・11月・1月・2月の計5回の開催ということで理解してよろしいでしょうか？その場合、今後の議題についての議論や施策の実施等に影響したり、支障が出たりしないのでしょうか？

・回答（事務局）

開催回数については各専門部会の委員の皆様と随時検討させていただきます。前年度と比較し、報告の時期がずれる可能性はありますが、専門部会と総合支援協議会は検討内容が異なりますので、大きな支障はないと考えております。

（3）将来の不安に関するアンケート調査について

・質問（久保委員）

今回配布された資料3の『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』には（案）とあるので、『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』の誤字脱字や表現の修正等をしていく予定があるということ Understanding してよろしいでしょうか？

・回答（事務局）

ご指摘のとおりです。

・質問（久保委員）

誤字脱字や表現の修正等をしていく予定がある場合は、いつまでに修正し、いつまでに正式な『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書』として公表していく予定なのでしょうか？

・回答（事務局）

今回総合支援協議会で委員の皆様から意見をいただいた部分について反映し、年度内に公表する予定です。

・質問（久保委員）

この『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』は、藤沢市のHPの『藤沢市障がい者総合支援協議会』の「藤沢市障がい者総合支援協議会について」の議事録の掲載箇所に、「藤沢市障がい者総合支援協議会について」の『「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート及び実践事例報告書（PDF：6,736KB）』や『あなたの気持ちが知りたい～家庭で、家族から学ぶ～（PDF：1,199KB）』のように、今後『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』を掲載していく予定はあるのでしょうか？

・回答（事務局）

現在は予定しておりません。

（４）次期計画策定に関する聞き取り調査の結果について

・質問（久保委員）

今回配布された資料４の『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』は、資料３にあるような（案）がありません。今回配布されたものが、正式な『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』になるのでしょうか？それとも、今後『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』の誤字脱字や表現の修正等をした上で、正式な『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』を公表していく予定なのでしょうか？

・回答（事務局）

『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』は、今回提示したものが確定版となります。

・質問（久保委員）

今後、『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』の誤字脱字や表現の修正等をする予定がある場合は、いつまでに修正し、いつまでに正式な『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』を公表していく予定なのでしょうか？

・回答（事務局）

確定版のため、重篤な間違いがあった場合のみ個別に対応いたします。

・質問（久保委員）

この『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』は、藤沢市のHPの『藤沢市障がい者総合支援協議会』の「障がい者計画・障がい者福祉計画検討委員会について」の議事録の掲載箇所に、「藤沢市障がい者総合支援協議会について」の『「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート及び実践事例報告書（PDF：6, 736KB）』や『あなたの気持ちが知りたい～家庭で、家族から学ぶ～（PDF：1, 199KB）』のように、今後『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する聞き取り調査結果報告書』を掲載していく予定はあるのでしょうか？

・回答（事務局）

現在は予定しておりません。

（５）次期計画の策定に関する向けた当事者・保護者向けアンケート調査について

・質問（久保委員）

【アンケート用紙の表紙について】

アンケート案（保護者用）の表紙には、鈴木恒夫市長の「皆様には、このアンケートの目的をご理解いただくとともに、以下の注意事項にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。」の記載があります。

しかし、アンケート案（当事者用）の表紙にはこの部分の記載がないのは、どうしてなのでしょう？この違いには、何か理由があるのでしょうか？

・回答（事務局）

当事者用アンケートについては、どんな方でもわかりやすい文章にしたいと考えており、保護者用のものと比較して、素案の段階から文言を除いている部分があります。資料提示した段階での文言は表現が分かりづらいところがあると思いますが、必要に応じ、文章を変更いたします。

・質問（久保委員）

【アンケート用紙の質問項目について】

年齢の項目についての質問です。

質問１：年齢の記入形式には「現在～～歳」や「年齢： 歳」とありますが、この違いは为什么呢？

質問２：（ ）をつけて、「現在（ ）歳」や「年齢：（ ）歳」にされなかった理由はどうしてでしょうか？

質問３：『将来の不安に関するアンケート』の時には、10代・20代・30代・・・で該当年齢（年代）に○で囲む形式だったと思います。

しかし、今回のアンケートでは、どうして年齢を記入する形式になっているのでしょうか？

・回答（事務局）

体裁については受託者によって整えられますので、表現が混在しています。紙面スペースの関係上、選択式ではなく記入式を素案としております。

・質問（久保委員）

【アンケート用紙の質問項目について】

自由記述の項目についての質問です。

アンケート（案）の自由記述では、例えば以下のように記載されています。

【問45】過去に受けた市役所や企業などの配慮や対応で「良い」と感じたことがありましたら教えてください。自由記述です。

質問1：アンケート（案）を見ると、自由記述するようなスペースがないのですが、どこに意見を記入すればよいのかわかりません。どこに記入すればよろしいのでしょうか？

質問2：アンケート（案）→アンケート（正式なもの）では、参考資料Aのように記入しやすくするのでしょうか？【参考資料A】参照。

・回答（事務局）

今回提示した素案はあくまでも項目を洗い出す作業ですので、回答スペースなどの体裁は受託業者と調整いたします。

・質問（久保委員）

【アンケートの調査対象者について】

調査対象人数である1500人から、例えばアンケート案（当事者用【資料5-1】）で750人、アンケート案（保護者用【資料5-2】）で750人の合計1500人のようにバランスよく配分して実施されるのでしょうか？

・回答（事務局）

調査対象者の内訳は、当事者用を1250人、保護者用を250人です。

・質問（久保委員）

【アンケートの調査対象者について】

調査対象者の障がい種別は1500人からバランスよく抽出して実施されるのでしょうか？（ex：市内に住民票がある発達障がい者100人、市内に住民票がある障がい者手帳をお持ちの方100人・・・）

・回答（事務局）

障がい者種別ごとの人数割合を基本とし、抽出しました。

・質問（久保委員）

藤沢市障がい者総合支援協議会委員も対象に『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート』を実施されたと思います。

今回のアンケートは、藤沢市障がい者総合支援協議会委員は対象でしょうか？

- ・回答（事務局）
対象ではありません。

（7）日中サービス支援型グループホームの開設について

- ・質問（加藤葉子委員）

多くの施設も同様の問題をお持ちと存じますが、今回の新型コロナウイルス感染者が施設内で発生した際の対応が知りたいです。

また、施設での感染防止のとりくみもお聞きしたいと思います。

県が要介護者の受け入れ施設を5か所提示したとありました。問題はそこまでの搬送及び感染後の他の入所者の対応ですね。

- ・回答（事務局）

新型コロナウイルス感染が疑われるものが発生した際の対応については、国から指針が出ております。

まずは協力医療機関に相談をし、保健所等からの指示により対応を行いますが、施設等の消毒や清掃を事業所が行うとともに、濃厚接触者の特定をします。

濃厚接触が疑われる利用者については個室や担当者を分けての対応等を行います。

現在福祉施設では消毒や清掃、換気、マスクの着用など基本的な感染予防対策を行っていただき、面会の自粛などを行っている施設もあります。

- ・質問（木村委員）

日中サービス支援型グループホームの開設について質問になると思うのですが、「ソーシャルインクルーホーム」が自力通所できる方だと、日中サービス支援型のメリットを生かすことが難しいと書かれていて、イコール通所は基本できないと理解しましたが、都度地域の相談員と相談の上進めて参りたいという文言があるのですが、これはどういうことかがわかりませんのでご説明いただけたらと思います。

一方「いちごテラス」さんは、生活介護事業所、就労支援Bと連携しているという記載がありますが、これは今の通所を継続できるということか、この会社関連の事業所への通所が可能ということか、回答をいただきたいと思います。

- ・回答（ソーシャルインクルーホーム藤沢菖蒲沢）

- ・日中活動先への通所について

日中サービス支援型ですので日中通所先が無い状態の方でも対応可能となっておりますが、ご本人がホームに慣れていただいて外部への通所を希望された場合にも関係機関様と連携し進めさせていただくことが可能でございます。

- ・回答（いちごテラス）

ご本人様が希望し、送迎がクリアになりましたら今の通所を継続することは可能

です。弊社関連での就労支援Bにつきましては、現在計画段階でございます。

・質問（島村委員）

資料を拝見して、どちらも比較的支援区分の高い重度の方を入居の対象としていたと思いますが、重度の障がい者といっても障がいのタイプによって入居者像に違いがあると思います。どのような方を入居対象者としてイメージされているのか、また入居者を決定するまでのプロセスをお聞きしたい。また、医療的ケアに対応できるのか、今現在なくても入居後に必要になった場合の対応についてもお聞きしたい。

スタッフはどこから採用されたのか教えてください。

・回答（ソーシャルインクルーホーム藤沢菖蒲沢）

・ご入居者様像について

日中サービス支援型ですので本来は軽度の方も含め全ての方が対象となりますのですが、趣旨を加味すると中重度の方向けのイメージとなります。特にバリアフリー・エレベーター完備となっておりますので身体障がい者の方、精神障がい者の方でも長期入院されているような方、知的障がい者の方でも日中通所が難しいような方のイメージとなります。

・ご入居決定までのプロセスについて

ご本人・ご家族・関係機関のみなさんにホームをご見学いただき、担当者会議にてご支援が必要なポイントの確認、ホームでのご支援方法のすり合わせ等を経てとなります。

・医療的ケアについて

看護師資格のあるものが常駐をしておりませんのでホーム職員での対応は基本的に難しい状況です。ご本人もしくは訪問看護ステーション様との連携にて対応いただける状態であればホームとしての受け入れは問題ございません。

・スタッフの採用について

現地にて募集を出して採用をさせていただいております。

・回答（いちごテラス）

入居者像につきましては身体の割合が多くなります。現状のオファーも27名様中14名様が身体または身体と重複の方です。入居希望の方につきましては体験入所していただき、事前に入居している方との相性或当グループホームのサービス内容・方法や雰囲気などを体験した上で判断していただきます。決定までのプロセスにつきましては別途『入居申込みフロー』にてご説明致します。医療的ケアにつきましては入居前に作成しましたヒアリングシートを基に協力医療機関の医師と検討して判断致します。入居後に必要になった場合につきましても協力医療機関の医師と検討して判断致します。スタッフの採用につきましては、生活支援員は高齢者施設に現役で勤めている方や勤務経験者を採用しています。世話人の方はご近所の方を採

用しています。

・質問（松井委員）

夜間に災害時等が発生した場合の避難等の対応については、どのようなご準備をされているのでしょうか。

・回答（ソーシャルインクルーホーム藤沢菖蒲沢）

災害可能性が高いタイミングでは、警報の内容により避難実施するように事前に施設長・管理者より指示を出させていただいております。

また避難については、2階への避難、近隣避難場所への避難、近隣弊社他ホームへの避難を念頭に置いております。

近隣避難場所への避難経路図については、常にホーム内に掲示をして避難場所の周知を行っております。

また、半年に1度は避難訓練を実施しております。

・回答（いちごテラス）

別途、資料を添付させていただきますのでご確認いただきますよう宜しくお願い致します。

●委員からの意見

（1）令和2年度総合支援協議会年間予定と計画検討委員会及び専門部会の実施報告について

・意見（久保委員）

今後の藤沢市障がい者総合支援協議会や藤沢市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会、各専門部会の開催日には、あらかじめ予備日を設定し、なるべく開催できるような工夫をしておくべきだと考えます。

・意見（松井委員）

相談支援部会

・緊急時の対応について、既存のサービス体系の利用充実をすることで様々なフォローが可能と考えます。例えばサービス等利用計画で行うアセスメント内容の工夫やヘルパー事業者に予算をつける等。人的資源の確保には専門性の担保も必要なため、いざという時に動ける人材の育成には、サービス提供事業者の協力によって成り立つ議論と考えます。

重度障がい者支援部会

・医療と福祉を一体的に提供できる多機能型拠点づくりについて、長く課題を抱えておりますが、医療機関サイドが考える「地域を支える仕組みづくり」について、行政を含めた福祉サイドと具体的な展望を語り合える場の設定など企画はできないものでしょうか。内容は予算ベースでの実現可能性を示せばと思います。

就労・進路支援部会

・生活介護事業所等、必要とされるサービス提供事業所作りには事業者の掲げる中期計画などの考えを集約するなど、人物金の側面から具体的な情報収集が無ければ進展はなかなか難しいと考えます。

・回答（事務局）

今年度の会議に日程については、会議室等の関係上予備日を設定することは難しいですが、来年度以降、代表と相談し検討していきたいと考えます。

また、各部会の検討内容等ご意見については、各部会に周知してまいります。

（2）令和2年度の通年議題について

・意見（木村委員）

今年度の通年課題について

防災（コロナ感染症関連含む）と計画相談支援

防災（コロナ感染症関連含む）

今回のコロナ感染状況において、サービス事業所がサービス供給を継続してくださり大変感謝しています。今年の障がい者総合支援協議会の中で関係者、市内事業所を協議会でお呼びし、今回の状況について話を聞き、出来る限りの感染対策について話し合いができればと思います。

計画相談支援

昨年の相談支援部会で行われる将来の不安に関するアンケート結果からも、親亡き後の本人の支援の中心を、計画相談が担ってほしいという希望がありました。そうなりえるための課題抽出をし、親以外が出来る本人支援構築のための話し合いを希望します。

・意見（濱坂委員）

特に意見はない。コロナの影響による喫緊の課題などが出てきた場合、話し合う時間を柔軟に確保していただきたい。

・意見（高山委員）

通年議題にあげていただいている議事に反対はありません。ただ、新型コロナウイルス感染拡大という事態下において、各事業所ではそれぞれに工夫を行いながら、感染拡大防止と利用者の暮らしの支援の継続に努力されておられたと思います。

市としてはすでに情報収集をしておられるかと思いますが、ぜひ記録として残し

ていただき（対応は継続中だと思えますが）、共有できる形にしていただけたらと思えます。

事業所レベルではすでに共有されておられるようでしたら、その状況をご報告いただけたらと思えます。

・意見（伏見委員）

防災について通年議題として取り組む事は重要であり、議題としても異論ありません。ただし、自然災害である地震、風水害、消防法できっちりと決められている火災。ウイルスによるコロナウイルスはその対処や予防策もそれぞれなのではと思えます。できれば分けて議論した方がいいように思えます。

・意見（伏見委員）

計画相談について、制度の運用が難しくうまく事業運営できていないのだと思えます。結果報告書をしっかりと読み込み、課題を具体的に対応してゆく必要があると思っています。

一方で、すでに「セルフプラン作成率を下げること」ありきで議論をすすめてゆくのはいかがなものかと思えます。計画書の重きを個別支援計画書とし、移行できる方はサビ管等の作成によるセルフプランとしてゆく方向性もあるものだと感じています。

・回答（事務局）

今後の会議で議論をしていく上で、皆様のご意見に留意し検討をしまいたいと思えます。

（3）将来の不安に関するアンケート調査について

・意見（久保委員）

この『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』を読みながら、私が書いたアンケートの意見を確認した時に誤字脱字や表現の修正したい箇所がありましたので、誤字脱字や表現の修正等をする機会をいただきたいです。私以外にもアンケートを記入された方々にも、誤字脱字や表現の修正等の再確認をされたい方もいらっしゃると思えますので、その機会を与えるべきだと考えます。

そのため、修正箇所があった場合はいつまでに事務局に伝えればよろしいのかを示していただきたいです。なお、修正箇所の修正と確認が完了するまでの公表はしないようお願い申し上げます。自分が書いた意見の誤字脱字や表現等で、今後公表される正式な『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書』を読まれた方に、誤った情報や理解をしていただきたくないと考えています。ですので、大変お手数ですがよろしくお願い致します。

・意見（久保委員）

『将来の不安（親なきあと）に関するアンケート調査報告書（案）』P. 54の「⑨障がい福祉手帳制度の必要性について」の「・令和元年10月より、消費税8%→消費税10%（軽減税率8%）になりました。・・・」の項目箇所は、P. 53の「⑧財政改革の必要性について」に入れるべきなのではないかと思います。少なくとも、「⑨障がい福祉手帳制度の必要性について」の項目に入れるのは違うのではないかと思います。

・意見（郡部委員）

問2 重複障がいは①～⑤まで含まれているが、特に知的障がいに合併している発達障がいは多いと思うので、説明文に入れて欲しい。理由として、発達障がいは障がい種別の割合としてはかなり多いにも関わらず、現場の支援において専門性を持っている事業所が非常に少ないという現状があり、教育、福祉、医療と多岐にわたって当事者が不利益を被っている。

問3 とにかく不安、全て不安という方が多い。

相談支援（委託相談）の充実が必須である。しっかり情報を提供することで軽減される内容もある。

市内に受け皿がないことも不安を増大させている。

・意見（島村委員）

《表記で気になったところ》

P3【要旨】1行目 次いで重度障がい→重複障がい

P4【自由記載】P33【要旨】2か所 身体管理について→身辺管理について？

P25 6行目 医療行が必要→医療行為？

P33 13行目 次期・選任をどうするか→時期？

P4の問3とP35の問4が同じです。問4は将来の不安に対して、必要だと思う支援に○をし、自由記述欄に必要な支援を具体的に記入してください。ではないですか。

P59（4）13行目 断れる→断られる？

P65親のレスパイト 保育機能 親もつい使ってしまうが、成人の障がい者にとって保育という表現が適切か気になります。福祉用語をよく知らないのですが生活支援というとお金のことになってしまいませんか？

将来の不安に関するアンケートなので当然ですが、すべての項目にわたって多くの不安が並べられています。「私（母親）より先に逝ってくれたらと心より願う日々」という言葉（思い）はあまりにも悲しい。障がいのある子の将来を案じるが故出るこの思いは昔から聞かすが、いまだ障がい者の生活を家族以外の社会で支える仕組みが整っていないということではないか。障がい児者の生活は、ずっと家族（特に

母親)が中心になって支えてきた。30年も40年も。当然親も歳を重ね、10年前には頑張れたことも難しくなることがある。障がいのある子どもが住むところをはじめ、将来どのように生活していけるのかが見えないことが一番の不安になっているのだと思います。

このような調査をしたのだから、支援策に今から手を付けて欲しい。そのうち、と言っている場合ではなく今も困っている方がいる。グループホームや入所施設についても、事業者が手を挙げるのを待つのではなく、藤沢市として市民である障がい者の生活をどう支えるのかを主体的に示して欲しい。「できることから」ではなく、困難な課題こそ行政がどうしたらできるかを積極的に考えて欲しい。「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるまち」というのをキャッチーなフレーズとしてではなく希望の持てる施策にしてください。

・意見(木村委員)

将来の不安に関するアンケート調査について

アンケートのまとめ方について

① p 4 と p 3 5 問 3 と問 4 の質問項目が同じになっています。

問 4 は将来の不安に関して必要な支援、サービスはなんですか?等の質問だったかな。と記憶しているのですが、ご確認お願いいたします。

②問 3 で、答えが重複しているものも多かったのが自由記載ですが、似たものはまとめてしまってもよかったかな、と思いました。

③20代30代40代の親の意見が極端に少なくアンケートとしては、問題抽出に偏りがあると考えます。その後の聞き取り調査においても、現在当会や他の親の会でも会員の高齢化がすすんでおり、そこで聞き取り調査をしてもこの世代の声があまり今回の「将来の不安に関するアンケート」には届いていないと思われます。次回の策定に関するアンケートではこの世代へのアンケート配布数が少なくならない様に配慮をお願いしたいと思います。

ニーズに対する率直な意見

個人的に p 3 6 の②の相談支援体制の強化の必要性についての3つめの①⑥で始めるご意見は家族として取り組むべきことを指摘されていて、貴重と思いました。

p 3 8 ③成年後見制度の活用についてここで指摘されているように、現行の成年後見制度は知的障がい者にとっては使いづらい事が指摘されていて、知的障がい者に沿った抜本的な制度の改正が必要と考えます。

p 3 9 ①相談支援体制の強化の必要性について~でのご意見に賛同し、p 3 9 住まいについて①相談支援体制の強化の必要性について親が高齢になってからでなく、ライフステージに沿って自宅から生活の場を変える事の学齢期を終える頃から自宅から生活の場を変える経験値を積み、本人も家族も将来を見通せる支援を相談支援を強化することで構築できるよう切に願います。

・意見（濱坂委員）

全体を通して、「福祉サービスを利用したことがなく、サービス内容が分からず不安」「兄弟姉妹に頼るしかない」など、まだまだ福祉サービスが充足していないという実態が浮き彫りになったと感じている。福祉サービスの充実とともに、現行の在宅支援策を引き続き継続していく必要性も痛感した。

・意見（高山委員）

アンケートの取りまとめ、報告書の作成、ありがとうございます。

報告書のまとめ方について、今後の課題ということではよろしいですが、記述回答のものは、質的内容分析のような手法で、カテゴリー・サブカテゴリー等にまとめていくことも検討してはどうかと思いました。

資料4の計画策定に関する聞き取り調査は、一部そのような手法を採用されていると思います。

・意見（松井委員）

多くのご意見から皆様の抱える不安等が伺えます。資料3は作成途中とのことですが、事務局でまとめていただいた【要旨】を委員間で共有し、誰もが将来の不安を抱えることのない暮らしを実現できるような次期計画策定の基礎資料となることを期待します。

・意見（伏見委員）

多くの意見が挙がりどれもとても貴重なご意見であると思います。アンケートに協力していただいた方々に失礼がない様に丁重に今後の検討をしてゆく必要があると思います。施策、予算化するとなると作業も大変ですので、まずは現行施策の運用で実施可能な事柄を優先的にすすめていくのはいかがでしょうか。

・回答（事務局）

今回いただいたご意見を相談支援部会で確認し、修正を行います。また、次回の相談支援部会を9月10日（木）に予定しておりますので、今後の修正については8月28日（金）までにいただきたいと思います。

（4）次期計画策定に関する聞き取り調査の結果について

・意見（郡部委員）

ヒアリングが本人の意思決定支援に立脚していないため、障がい種別によっては、他障がいと一括りにされることの違和感がある方もあるかと思う。

今後アンケートに反映させていただきたいことは、障がいの種別やレベルに関わらず、障がい当事者が主体的に人生を生きていくために不足していることは何かという視点である。

・意見（郡部委員）

入居者の人権尊重の徹底に尽きる

- ・同性介護の徹底
- ・虐待防止についての研修及び具体的取組
- ・入居者の生活様式の尊重
- ・グループホームのルール等について入居者の意見が反映されること
- ・苦情解決のシステムが入居者に理解されていること

・意見（島村委員）

P 2 1. 「肢体不自由児者父母の会」 1. (1) 障がい児の診療経験の医師に→診療経験のない医師に（前回見逃していました）

P 3. 図表 1 商業施設／公共施設 ■障がい者が利用できるトイレの設置とある。共通の課題としてこのように表記されているのだからこれで良いが、トイレについては障がい特性によって必要な設備が異なるため、どこかに具体的なイメージが持てるような説明がないと結局使えない障がい者用トイレの設置になる可能性が懸念されます。

今回、障がい福祉サービス事業者のヒアリングメモを拝見し、計画相談支援事業の厳しい現実を改めて感じました。障がい児者が支援を受けるための要となっている部分だけに制度設計の改善や行政からの支援が急がれるところと思います。どの事業でも人材不足が顕著で、不安を抱えながらの現場ではご苦労が多い事と察します。これらの状況がそのまま家族への不安にもつながっています。藤沢市には、頑張っておられる事業者の方々をしっかりと支えていただけるようお願いいたします。親は、一方的なクレームではなく、子どもの生活の安心のための情報を交換したり共有できるようなコミュニケーションが必要だと思いました。一方、厳しい現状の中でも事業者のプロとしての自負を感じられるところや、小さなユニークなアイデアも見られたところは、希望と感じられます。

・意見（木村委員）

次期計画策定に関する聞き取り調査の結果について

聞き取りを行った当事者、特に親の会に今若い会員が減っていることを踏まえると、20代から40代の保護者の声、（子は学齢期）の声が聞き取りの中にあまり反映されていないように思いましたので、親の会等だけでなく、学齢期の親の声を聴くように考えほしいと思います。

ニーズに対する率直な意見

事業所側の声としての、マンパワー不足の深刻さを痛感し、親として暗澹たる思いを持ちました。問題抽出はほぼ出来ていると考えており、指摘された部分のサー

ビス供給の増加や足りないサービスの構築を総合支援協議会、検討委員会で話し合いを進めていく段階かと思いました。

・意見（濱坂委員）

公共交通機関の精神障がい者の割引（藤沢ひまわり会）、重度障がい者医療費助成制度の継続（藤沢市腎友会）は極めて大切な課題であると感じる。何らかの形で次期計画に盛り込めるよう、検討をしていただきたい。

・意見（松井委員）

各団体の内容は一つ一つの中身が濃く、それぞれの内容を読み解くのにとっても時間が掛かりました。インタビュアー他ご担当者の皆さまのご苦勞も伺え、頭が下がります。結果報告書の共通課題として抽出されたカテゴリーは分かりやすくまとまっていると思いますが、その意見を一步進めて計画に落とし込むきっかけとしてのアンケート調査となることを望みます。

P9 1-(4)(5) 太陽の家関連の課題については、光友会が運営法人でもありますので、ヒアリングへの反映と合わせて、直接ご連絡もいただけると幸いですので宜しくお願い申し上げます。

・意見（伏見委員）

「緊急時」について、緊急時の対応は常にいつ、なんどきに要請があっても対応できる様に、それ専用のスタッフと場所を確保しとかねばならないと思います。（警察や消防のように）やるからには相応の予算、場所を用意すべきと考えます。現行のような既存事業所の余力頼りではすぐに限界となると思います。

・回答（事務局）

皆様からいただいたご意見を、次期計画の策定に関する向けた当事者・保護者向けアンケート調査に反映できるよう検討いたしました。また、アンケートだけではなく、今後の計画策定における重要なお意見が多くでたと認識しております。

委員の皆様には、今回の聞き取り調査結果でいただいたご意見と今後アンケートで出てくる結果を併せて、次期計画について検討していただき、引き続きご協力をお願いいたします。

（5）次期計画の策定に関する向けた当事者・保護者向けアンケート調査について

・意見（齋藤委員）

①当事者用・保護者用ともに【相談】の設問の前に、

- ・相談をする必要性を感じているか？
- ・相談（フォーマル）する相手を探せたか？
- ・計画相談について、必要性を感じているか？

・計画相談事業所は見つけれられたか？ 見つけやすかったか？
などの設問を入れて、相談支援体制の充足感についての意見をもらうべきではないか。

②少数のニーズの把握について

・アンケート対象者が抽出で1500名程度と想定されると、ニーズに特徴があり少数となる対象者に対して実態の把握が困難な手法となってしまう。それをカバーする手段として団体等のヒアリングもあるが、どこにも属さないが多彩なニーズを持つ方々についての課題の抽出や分析をすることの検討が必要。
特に医療ニーズを持つ方で福祉サービスにつながっていない場合など、医療や教育との連携なども検討が必要ではないか？

③【保健・医療】について

・どのような医療サービスを受けたいか？の項目があってもよいのではないか。

④【防災】について

・避難行動要支援者名簿を知っているか？
・名簿に登載しているか？
・ハザードマップを知っているか？ 自宅の確認をしているか？
・一般的な備蓄品以外に、障がい特性に応じてどんな物の備蓄が必要か？（個人、病院、施設、地域、市など）
などの設問を加えてはどうか？

⑤【権利擁護】について

・障がい者の権利を守るための制度について、日常生活自立支援事業、成年後見制度、権利擁護相談などとあるが、まとめて聞くことでニーズが不鮮明になるのではないか？
・当事者用【問49】の①と保護者用【問50】の①の今後、・・・（継続して利用したい場合も含みます）ではなく、現在利用している場合を別の選択肢にした方が書きやすいと思う。
・利用してみてどうだったかという設問も欲しい。

・意見（久保委員）

【アンケート用紙の表紙について】

アンケートの表紙にある鈴木恒夫市長（以下、鈴木市長）の「皆様には、このアンケートの目的をご理解いただくとともに、以下の注意事項にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。」の記載の有無によって印象が違うなと感じました。

<私が受けた印象の違い>

①アンケート（保護者用）

・「皆様には、このアンケートの目的をご理解いただくとともに、以下の注意事項にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。」の記載があった上で全体の文章を読むと、「是非、保護者の皆様の御意見をお聞かせください」という丁寧な印象を受けます。

②アンケート（当事者用）

・「皆様には、このアンケートの目的をご理解いただくとともに、以下の注意事項にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。」の記載がない上で全体の文章を読むと、上記の丁寧さがなくなっただけでなく、何か事務的な印象を受けてしまいました。

改善案として、現在のアンケート（当事者用）の表紙にも、「皆様には、このアンケートの目的をご理解いただくとともに、以下の注意事項にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。」の文を追加した方がよろしいかと思えます。

・意見（久保委員）

【アンケート用紙の質問項目について】

自由回答で記述する項目についての意見です。

アンケート（案）の自由回答では、例えば以下のように記載されています。

『現在のアンケート（案）』

【問32】バリアフリーの取組が必要と考えられる藤沢市内の道路や建物など公共施設について教えてください。（自由回答）

具体的な場所：

必要と考えられる取り組み：

現在のアンケート（案）を、参考資料B-1・B-2のように記入しやすくしてほしいです。【参考資料B-1・B-2】参照。

・意見（久保委員）

【アンケート用紙の質問項目について】

自由記述の項目についての意見です。

現在のアンケート（案）の自由記述を、参考資料Cのように記入しやすくしてほしいです。【参考資料C】参照。

・意見（久保委員）

【アンケート用紙の質問項目について】

①【資料5-1】のP. 3～4の【障がい等の状況】のように、質問及び選択肢等が

ページをまたがってしまうと大変読みづらいです。

②参考資料Dのように質問及び選択肢等を1ページにまとめてほしいです。【参考資料D】参照。

ページ数や枚数が増えたり、アンケート用紙を作成する手間や余白が多くなるページが出てしまったりなどがあるかもしれません。

しかし、参考資料Dのように質問や選択肢等を1枚のページにまとめる工夫をしていただけると、大変読みやすいと思います。

・意見（島村委員）

《誤字と思われるところ》

当事者用P15【問31】 保護者用P17【問35】 会談→階段

当事者用P18【問40】 保護者用P19【問42】 障がい者の施. や→
障がい者施設や？

保護者用P13【問27】 ⑤職位→職員？

P2【問3】 ①←空欄になっている

P18【問40】 ⑨【問35】 へ→【問41】 へ？

当事者用・保護者用 P8【問18】日常生活用具給付等事業（ ）の中に紙おむつ等も入れたらどうか？ 親たちの会話の中で紙おむつの支給を日常生活用具給付等事業と認識していない人が時々見受けられるため。

当事者用P13【バリアフリー】【問28】を回答者の立場で見たとき、設問の意図が分かりづらかった。あなたが一人（自力）で外出する時をイメージしているのか、通院等、家族や支援者が同行する場合も含まれるのか。また、通学や通勤は外出の目的にあるが、福祉施設への通所は含まないのか（移動手段も含め障がい福祉課が把握しているから質問の必要がないのか）

同じく【問29】～【問31】に関しても対象者／目的をどのように捉えればいいのか迷います。

当事者用P19【権利擁護】【問42】あなたは日常生活や学校、職場などで、とありますが、福祉施設（事業所）も加えた方が良いと思います。

当事者用P21【問52】保護者用P23【問53】で1つだけ選択は難しいと感じます。また、今後とはいつを指すのか漠然として感じます。

この当事者用、保護者用の2種類のアンケートから、どのくらいそれぞれの障がい者の真のニーズを把握し、生きた施策を作れるのか疑問に感じてしまいました。障がい種別を問わなくなりましたが、身体（肢、視、聴）知的、発達障がい、精神、重複、難病はそれぞれに大きな特性があり、その中で、軽度から重度まで複雑に絡んでいます。必要な支援も当然違います。設問にはいくつも腑に落ちないところがありました。あえて回答すれば、のレベルで、本当にその行間を読み取ることが必要です。

・意見（木村委員）

次期計画の策定に関する当事者、保護者向けのアンケート調査について調査する年代については、前述したように学齢期の子を持つ親の世代の調査が少なくなること、意思決定支援の観点からはなるべく本人が答えたほうほうがいかと考えますが、知的障がい者にとっては、軽度でも自分が現在総合支援法で受けているサービス内容、語句などの理解やサービスを受けている認識を持つことは難しいと思うので、家族や支援者に不明箇所は、聞いたり相談してください等の注意書きをいれてほしいです。また発達障がいの方の知的レベルはとても幅広いので、手帳をお持ちの中で知的レベルの高い方や子供さんの保護者の方にアンケート調査に参加してもらうことも必要かと思いますが手帳所持者がたぶん少数かと思われるので、無作為だと難しいかと思っています。

・意見（村松委員）

・30～40代の若い神経難病患者がシングルマザー（あるいはファザー）である場合、高校生などの子どもがいわゆる「ヤングケアラー」になってしまうケースや、子どもが小学校低学年の場合、制度の谷間のため支援困難ケースがあるという。親と共に在宅生活を続けることができ、障がい当事者支援とともに子ども支援も可能な総合的な家庭支援が必要なのではないか。そのために重度障がい者の子どもの実態調査が必要と思う。

・意見（村松委員）

・在宅で長時間の介護が必要な重度障がい者は、「重度訪問介護」サービスの利用が必要なのだが、報酬単価が低いという理由で介護保険か居宅介護しか扱わない事業所もある。本当に「重度訪問介護」では事業継続できないのか、継続している事業所はどのような策を採ってなのか実態調査が必要と思う。

・意見（高山委員）

アンケート調査の手法について、これも今後の課題でよろしいのですが、手書きの記述→郵送（投函）という手法のみでなく、オンラインでの回答などもできるよう、回答手法を複数提示していくことを検討してはどうかと思いました。

たとえばGoogleフォームなどは、簡易に回答ができることに加え、集計（選択肢のある回答）も同時に（自動的に）されExcelへの移行も簡単です。そのため、事務局の負担も軽減されるかと思えます。

・意見（松井委員）

アンケートを実施するうえでいつも意識するのは、「このアンケートはどのように役立てられるのだろうか」ということです。

以前当事者のお立場で何度もお答えいただいている方々からそのようなお声を伺う

ことがありました。随分設問も多いようですので、割愛や表現に配慮が出来る部分に関しては（基礎情報〇つけだけでなく記述の枠を作る等）工夫の余地はあると思います。

設問に矢印で問いが飛ぶ表現が多く出てきますが分かりずらいと思います。

その他

・意見（高山委員）

今後の会議の持ち方についても、遠隔の可能性をさぐっていただけたらと思います。自宅・職場等がそのような環境にない方については、市役所にお集まりいただくなどの工夫は必要かと思います。

しかし遠隔が可能になると、当事者の参加についてもより一層進められる可能性もあるように思います。

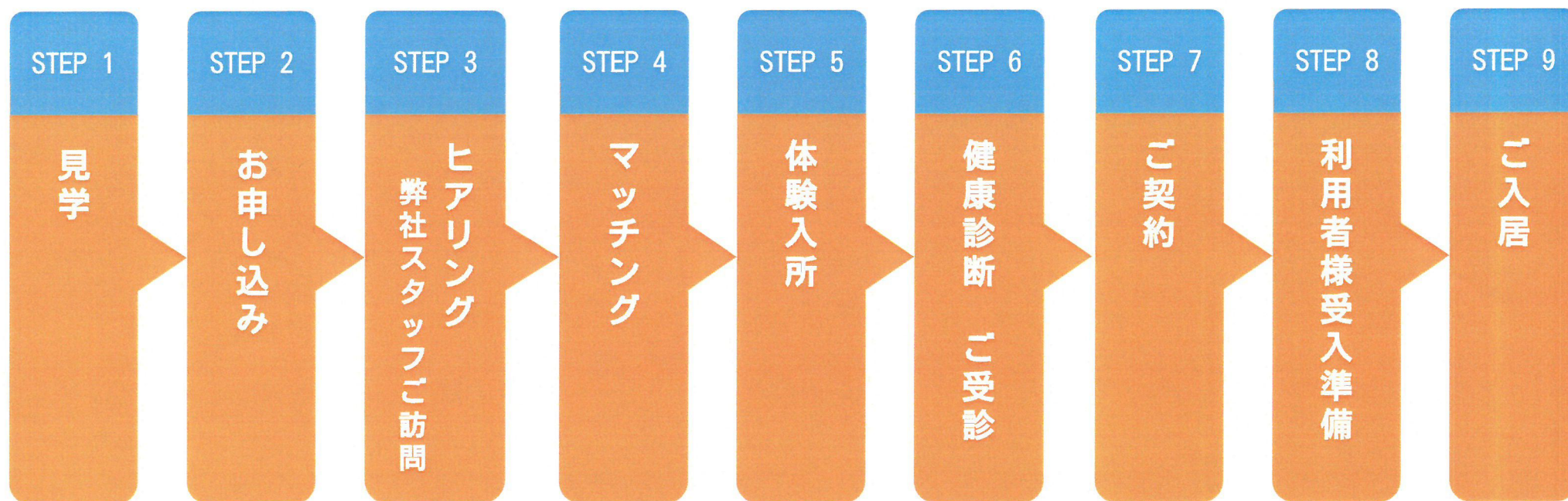
・回答（事務局）

皆様からいただいたご意見を反映できるよう検討し、アンケートを実施いたします。すべてのご意見を反映することができず申し訳ありませんが、次の会議でご報告させていただくアンケート内容と、その結果を受けての骨子について今後ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

入居申込み フロー

株式会社ゆうわソサエティ
いちごテラス藤沢葛原

ご入居までの流れ



お申し込み

お申し込みにあたり

- ご家族またはご本人の見学が原則必須
- 協力医療機関：湘南第一病院の医師からヒアリングシートを基に医学的見地から入居判断のご意見をいただき、マッチング会議にて判断する
- 入居申込書/個人情報取扱同意書が必要
 - いずれはグループホームを希望するがしばらくは短期入所という方にも入居申込書を記入いただく

ご確認事項

- 障害区分認定の状況
- 相談支援事業所との契約状況
セルフの場合は相談支援事業所との契約を結んでいただく

ヒアリング

ご自宅訪問

ヒアリングにあたり

- 原則入居申込み書および個人情報取扱同意書は必須
- 原則施設長 または サービス管理責任者がご自宅に訪問する
 - 利用者さんのご家庭での『当たり前』は対面だと聞き出しきれない
 - ここはコストをかけてでも、気付きたい、耳を傾けたい、サービスしたい
 - 現時点で在宅されていない等の場合は相談支援担当者と連携し最善を尽くす

ヒアリングシートの作成

- 訪問後、資料原本から個別のデジタルファイルにファイルコピーし作成する
- 責任者共有ドライブに保存し共有

マッチング

マッチングにあたり

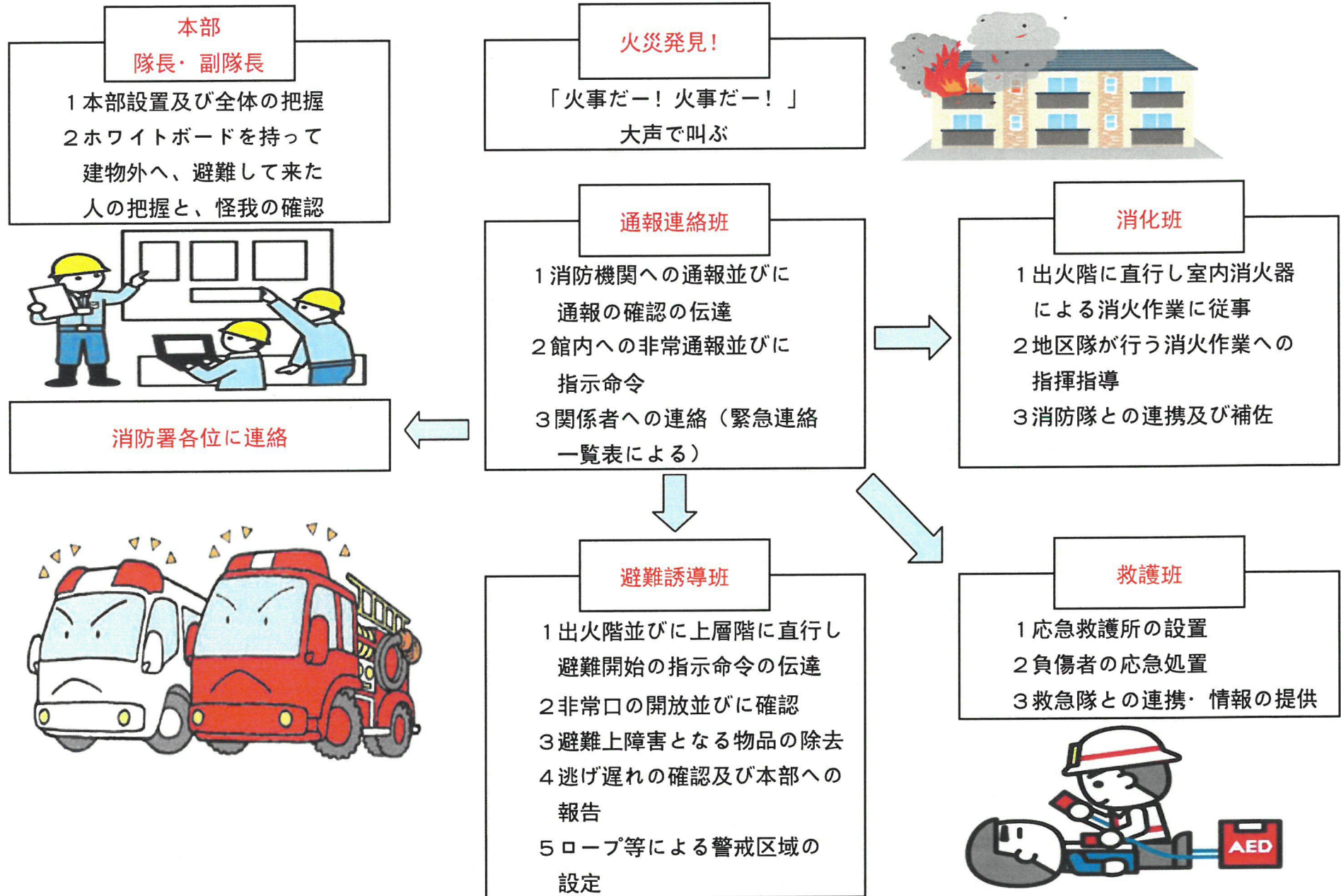
- 体験入所は支給決定の日数を確認
- 障害区分によりスタッフ配置を考慮

マッチング会議

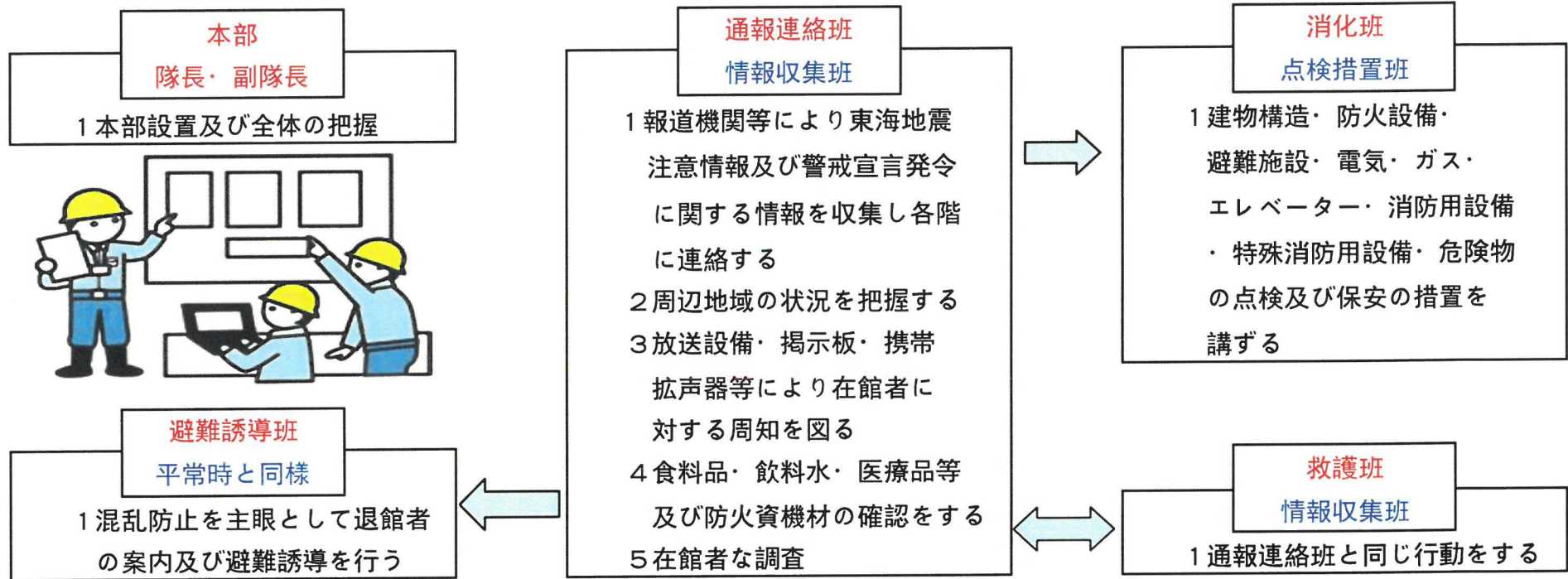
- 施設長とサービス管理責任者で行う
- その方が施設に受入られるか、ヒアリング結果・マッチングシートを元に決定する
 - YES：受入可能 ⇒ 体験入所の御連絡と契約手配へ
 - NO：アンマッチのため施設用からお断りの御連絡を
 - GRAY：ヒアリングでは判断できず
マッチング判断を前提に体験入所していただく
⇒ その上で2回目のマッチング会議でYES/NOを判断
- マッチングシートは責任者用共有ドライブに保存する

本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言発令時の組織編成と任務	
自衛消防隊長 <u>鈴木 成江</u> 自衛消防副隊長 <u>土田 弘幸</u> （隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）				
通報連絡班	多田 和弘 涌坪 妙子	1 消防機関への通報並びに通報の確認の伝達 2 館内への非常通報並びに指示命令 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	情報収集班として編成する。	1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
消火班	岩見 友美 柴山 ひろみ	1 出火階に直行し、屋内消火器による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	柴山ひろみ 多田 和弘	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
救護班	涌坪 妙子 岩見 友美	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	情報収集班として編成する。	上記の通報連絡班の任務に同じ。

自衛消防隊の編成と任務（夜間）（平常時）



自衛消防隊の編成と任務（夜間）（警戒宣言発令時）



夜間等対応訓練フロー

シーン	イメージ	活動内容
1 火災覚知		<p>火災を覚知（自動火災報知設備が作動）したら、素早く行動を起こします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動火災報知設備等が設置されている 出火点に最も近い場所に設置されている感知器の作動を想定して、受信機に模擬表示する。 訓練開始から1分30秒間待機。
2 現場確認		<p>消火器を携行し、火災の疑いのある場所に駆けつけます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所を確認し、自ら又は他の職員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行して駆けつける。通常、想定した出火時間に職員等が仮眠状態で待機している場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。 2 火災を発見した者は、その場で「火事だー!」と2回叫ぶこととする。 3 自動火災報知設備が設置済みの場合は、受信機で火災表示灯が点灯した場所を、警戒区域一覧図と照合し、発報場所を確認して出火場所に駆け付ける。
3 消防機関へ 通報		<p>火災通報装置が起動します。 または119番通報して、必要な事項を速やかに伝えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災通報装置が設置されている場合は、現場確認における「火事だー!」の声の確認後、火災通報装置を起動する。 2 火災通報装置が自動火災報知設備と連動しており自動的に通報される場合は、特段の動作は要しない。 3 火災通報装置が設置されていない場合は、早期の通報を心がける。
4 出火室から 避難		<p>出火室に自力で避難できない方がいる場合は、介助により一時的に出火室の外の安全な場所に避難させます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員等は、大声で付近の施設利用者等及び職員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず出火室から施設利用者等を避難させる。 2 出火室の施設利用者等が自力避難困難な場合は、廊下や避難口等へ一時的に退避させる。 3 出火室の施設利用者等が自力避難可能な場合は、「火事だー。建物外へ避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

<p>5 初期消火と 戸の閉鎖</p>		<p>出火室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器などを使って消火をします。出火室の出入口を確実に閉鎖し、延焼防止の徹底を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現場確認を行った者が携行した消火器で、初期消火活動（放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）を行う。（複数の消火器を持ち寄り、初期消火の徹底を図る。） 2 出火室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、出火室の出入口を確実に閉鎖する。
<p>6 出火室にいた自力避難困難者の建物外への避難介助</p>		<p>一時的に出火室の外に避難した方を、避難口又は建物の外の安全な場所まで避難させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車椅子、背負い、布団・毛布など施設利用者の状況に応じて実施する。 2 エレベーターは使用不能。
<p>7 出火室以外にいる者の建物外への避難</p>		<p>火災の発生を叫びながら、逃げ遅れた者の有無をホワイトボードで確認していきます。自力避難できない方などには、適切な介助を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自力避難困難者は、出火室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外に避難させる。 2 自力避難可能者は、職員等が「火事だ。避難口から避難してください。」と大声で叫ぶなど入所者等の実態に応じた方法により、避難を促し、自力で建物外へ避難させる。 3 避難の際に出火室を通過してはならない。 4 避難の際に、居室等の扉は全て閉鎖する。 5 施設利用者等と従業員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し避難完了とする。
<p>8 消防隊への情報提供</p>		<p>消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に概ね次の内容について情報提供を行う。施設利用者等の名簿があれば持参する。 2 出火場所、延焼状況、避難の状況、要救助者の状況、危険物施設の状況等 3 避難の状況「入居者〇名のうち、〇名は避難済みで、この他〇階の入居者は〇階の〇〇〇へ避難しています。」

*** 詳細は、消防計画「12 自衛消防組織の編成及び任務等」を参照してください。 ***

令和2年度『第1回藤沢市障がい者総合支援協議会』
久保委員 提出資料

【問45】過去に受けた市役所や企業などの配慮や対応で「良い」と感じたことがありましたら教えてください。
自由記述です。

令和2年度『第1回藤沢市障がい者総合支援協議会』
久保委員 提出資料

【問32】 バリアフリーの取組が必要と考えられる藤沢市内の道路や建物など公共施設について教えてください。

(自由回答)

<具体的な場所>

<必要と考えられる取り組み>

令和2年度『第1回藤沢市障がい者総合支援協議会』
久保委員 提出資料

【問32】 バリアフリーの取組が必要と考えられる藤沢市内の道路や建物など公共施設について教えてください。（自由回答）

具体的な場所

必要と考えられる取り組み

【問45】過去に受けた市役所や企業などの配慮や対応で「良い」と感じたことがありましたら教えてください。
自由記述です。

【障がい等の状況】

【問7】現在、あなたが持っている障がい者手帳の種別と等級について教えてください。〔(1)～(3)について、それぞれ1つだけ○をつけてください。〕

(1) 身体障がい者手帳

- ① 1級
- ② 2級
- ③ 3級
- ④ 4級
- ⑤ 5級
- ⑥ 6級
- ⑦ 持っていない

(2) 療育手帳

- ① 1級
- ② 2級
- ③ 3級
- ④ 4級
- ⑤ 持っていない

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

- ① 1級
- ② 2級
- ③ 3級
- ④ 持っていない